経営者・管理者対象

職場のハラスメント防止セミナー

本セミナーでは、パワハラ、セクハラ等のハラスメントの**具体的な事例**を中心に、カスハラ等の**最新情報**とともに解説し、**企業として対応すべき措置**について学んでいただきます。

無くならないハラスメント

セクハラやパワハラは許されませんが、企業の大小に拘わらず、なかなか無くならないのも事実です。セクハラやパワハラは被害者の尊厳を傷つけるだけでなく、組織に損害を与えます。被害者の仕事への意欲が衰え、離職や生産性の低下につながりかねません。対応を誤れば、**安全配慮義務違反**で事業者や管理者は法的責任を問われる可能性もあります。経営トップから管理者、従業員まで、研修などで意識を高め、職場全体で取り組むことが重要です。

カスハラも対策を

政府は2025年3月、全企業に向けてカスハラや求職者等に対するセクハラ防止対策を義務付ける労働施策総合推進法等の改正案を閣議決定し、国会に提出しました。企業においては、様々なハラスメントに対して、これまで以上に**組織で対応する体制整備**が求められます。

接客・電話対応をされる従業員の方は、5月16日(金)開催の「カスハラ予防のためのマナー研修」の受講をお勧めします。

【日　時】
令和7年7月2日(水)
13時30分～16時30分

【会　場】エル・おおさか南館
当連合会常設会場

【講　師】山本　晃子氏
(元労働基準監督官、社会保険労務士・労働衛生コンサルタント)

【受講料(テキスト代を含む)】

会員:7,000円(受講料 6,364円+10%消費税636円)
一般:9,000円(受講料 8,182円+10%消費税818円)

(※会員とは：当連合会・支部、大阪府下の労働基準協会会員の方)

適格請求書発行事業者の登録番号：
T7120005015256

【申込要領】

当会のホームページトップ画面の「インターネット予約」からお申込みください。必要書類をアップロードいただきますと受講票、領収書、請求書がマイページよりダウンロードできます。

お申込み手続き終了後は、受講料金は返金できません。

【公式】LINEはじめました！友だちになって最新情報をGETしよう

LINE はじめました

厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関〈登録第1号〉
公益社団法人 大阪労働基準連合会
〒540-0033　大阪市中央区石町2丁目5-3　エル・おおさか南館4F
TEL:06-6942-7401　　HP：https://www.daikiren.or.jp